

医政発0930第4号  
平成27年9月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

労働者派遣法の改正に伴う「医療法人の附帯業務について」の一部改正について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成27年法律第73号）が本年9月18日に公布されるとともに、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成27年政令第340号）及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令」（平成27年厚生労働省令第149号）が同年9月29日に公布され、いずれも、本日から施行されたところである。

これらの法律改正等に伴い、医療法人の附帯業務に関して定めた「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日付医政発第0330053号）の一部を別添のとおり改正し、本日から適用することとしたので、御了知の上、適正な運用に努められたい。

改正後	改正前
<p>(別表) 第6号 保健衛生に関する業務</p> <p>I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</p> <p>① ~⑫ (略)</p> <p>⑬ <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律</u> (昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。) 第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令 (昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。) 第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。</p> <p>(1) 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務 ア 労働者派遣法第2条第4号に掲げる紹介予定派遣をする場合 イ 労働者派遣法第40条の2第1項第4号又は第5号に該当する場合 ウ 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居宅以外の場所で行う場合</p> <p>(2) 労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務 エ 派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するへき地にある場合 オ 派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして<u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則</u> (昭和61年労働省令第20号) 第1条</p>	<p>(別表) 第6号 保健衛生に関する業務</p> <p>I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</p> <p>① ~⑫ (略)</p> <p>⑬ <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律</u> (昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。) 第2条第5号に掲げる特定労働者派遣事業であつて、<u>労働者派遣法第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令</u> (昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。) 第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。</p> <p>(1) 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務 ア 労働者派遣法第2条第6号に掲げる紹介予定派遣をする場合 イ 労働者派遣法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合 ウ 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居宅以外の場所で行う場合</p> <p>(2) 労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務 エ 派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するへき地にある場合 オ 派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして<u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則</u> (昭和61年労働省令第20</p>

第1項各号に掲げる場所（へき地にあるものを除く。）である場合（ただし、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の12第2項により、業として労働者派遣を行うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。）

⑭～⑳（略）

Ⅱ.（略）

号）第1条第1項各号に掲げる場所（へき地にあるものを除く。）である場合（ただし、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の2第2項により、業として労働者派遣を行うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。）

⑭～⑳（略）

Ⅱ.（略）